

○平成十八年総務省告示第三百十五号（妨害波電圧、放射妨害波及び妨害波電力の測定方法）の新旧告示対照表

（傍線部分が変更部分）

改正案	現行
<p>妨害波電圧、放射妨害波及び妨害波電力の測定方法</p> <p>一 妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとすること。</p> <p>1 電源端子における妨害波電圧は、別図第一号及び別図第二号に示すとおりとすること。</p> <p>2 制御端子における妨害波電圧は、別図第一号に示すとおりとし、電圧プローブを用いて測定すること。</p> <p>3 光制御装置を有する機器の電源端子及び制御端子における妨害波電圧は、前二号によるほか、次によること。</p> <p>(一) 全光束点灯状態において、妨害波が最大となる制御状態で測定すること。</p> <p>(二) 光度が二〇パーセント、六〇パーセント及び一〇〇パーセントの状態において、最大負荷の状態^{（傍線）}で測定すること。</p> <p>4 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>別図 第一号〜第三号 (略)</p> <p>別表 (略)</p>	<p>妨害波電圧、放射妨害波及び妨害波電力の測定方法</p> <p>一 妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとすること。</p> <p>1 電源端子における妨害波電圧は、別図第一号及び別図第二号に示すとおりとすること。</p> <p>2 負荷端子^{（傍線）}及び制御端子における妨害波電圧は、別図第一号に示すとおりとし、電圧プローブを用いて測定すること。</p> <p>3 光制御装置を有する機器の電源端子、負荷端子^{（傍線）}及び制御端子における妨害波電圧は、前二号によるほか、次によること。</p> <p>(一) 全光束点灯状態において、妨害波が最大となる制御状態で測定すること。</p> <p>(二) 光度が二〇パーセント、六〇パーセント及び一〇〇パーセントの状態において、最大負荷の状態^{（傍線）}で測定すること。</p> <p>4 準尖頭値検波方式の測定器は、別表に定める基本的特性を有すること。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>別図 第一号〜第三号 (略)</p> <p>別表 (略)</p>

